○財務省令第七十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条第二項の規定を実施するため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の様式を定める省令（昭和三十一年大蔵省令第三十五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

財務大臣　鈴木　俊一

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令の一部を改正する省令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令（昭和三十一年大蔵省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条第二項の証票の書式は、別紙第一号書式とする。ただし、同法第二十六条第二項の規定により同法第二十三条の規定による職権に属する事務を都道府県の知事が行う場合における同法第二十三条第二項の証票の書式は、別紙第二号書式とすることができる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条第二項の証票の書式は、次のとおりとする。